

香川県教育委員会事務局保健体育課
施設グループ
TEL 087-832-3767
FAX 087-806-0235

番号	募集要項等の 該当項目	質問内容(要旨)	回 答
1	募集要項 3頁 3(2) 申請条件	前回公募時は「県内に本店又は主たる事務所を有する法人等であること」が要件とされていましたが、今回の募集で当該要件が申請条件から除外されている理由をご教示ください。	「指定管理者制度の導入等に関する基本方針」Ⅳの2の(3)において、「①年平均委託料の額が1億円以上と見込まれ、かつ、直近の公募において、県内企業(共同申請の場合、代表の法人等)からの応募がない又は1者のみの場合」又は「②現在の指定管理者が県内企業以外の場合」に該当する場合は、法人等の所在地に関する要件を適用しないと定められており、このうち、丸亀競技場は①に該当するためです。
2	募集要項 5頁 5(4) ③ 3) イ 法人の登記事項証明書	「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」のどちらを添付すればよいでしょうか。	法人の登記事項証明書は、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書のいずれの証明書でもかまいません。
3	募集要項 6頁 5(4) ③ 3) ケ 同種又は類似施設の管理運営実績を記載した書類	任意の様式で作成したものでよいでしょうか。また、必ず記載した方がよい内容・事項はありますか。	作成様式は任意とします。記載事項は、募集要項の5の(4)の③のケに記載のとおりです。
4	募集要項 7頁 6(1) 選 定方法	プレゼンテーションについて、PCの持ち込みやプレゼンテーション用資料の作成・使用は可能でしょうか。また、参加可能人数や所要時間をご教示ください。	プロジェクターやスクリーンの用意は行いますので、PCの持込み及び、提出した事業計画に基づくプレゼンテーション用資料の作成・使用は差し支えありません。その他の留意事項並びに、参加可能人数及び所要時間については、別途開催通知によりお知らせします。
5	募集要項 9頁 7(2) 協 定書の締結	「候補者選定後、候補者と細目について協議し、指定管理者として指定された後に協定を締結します」とありますが、提案した指定管理料について協議が必要となった場合、予算調整のために事業計画の内容を見直す等の対応も可能ということでしょうか。	ご質問のケースが必ずしも明らかではありませんが、事業計画等の見直し及び委託料の調整の可否については、県教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定するものとします。
6	募集要項 12頁 8(6) ① 2) 利用料金	令和9年4月より料金改定を実施したい場合、包括協定書締結後に承認申請を提出する形でよいでしょうか。また、この包括協定書の締結時期は何月頃を予定されていますでしょうか。	令和9年4月1日からの利用料金については、申請時の事業計画等にも反映した上で、包括協定の締結以降、県教育委員会の指定する日までに承認を受けてください。なお、包括協定の締結は3月頃を予定しています。
7	募集要項 12頁 8(6) ② 2) 委託料	「委託料は毎年度の予算の範囲内で支払います」とありますが、提案する5か年収支計画で算出した指定管理料が各年度の予算範囲を超えている場合は、協議のうえ事業計画の内容も含めて調整を行うという認識でよいでしょうか。	ご質問のケースが必ずしも明らかではありませんが、事業計画等の見直し及び委託料の調整の可否については、県教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定するものとします。

香川県教育委員会事務局保健体育課
施設グループ
TEL 087-832-3767
FAX 087-806-0235

番号	募集要項等の 該当項目	質問内容(要旨)	回 答
8	募集要項 13頁 8(6)④ 2) 会計年度等	「指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください」とありますが、「その他の業務」とは自主事業を指しているという認識でよいでしょうか。	自主事業・自動販売機経営・売店・物販等の、丸亀競技場において指定管理者が行う管理運営業務以外の事業すべてを指します。
9	募集要項 15頁 8(8)② ④ 法令の変更	「施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更」や「指定管理者に影響を及ぼす法令変更」とは、具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。	例として、前者は消防法や建築基準法の改正により、新たな防災設備を設置・改修する場合で、後者は労働基準法の改正により、職員の勤務時間の見直しを行う場合です。
10	募集要項 15頁 8(8)② ⑤ 税制の変更	「施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更」とは、具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。	例として、消費税及び地方消費税です。
11	募集要項 16頁 8(8)② ⑪ 備品の新設、増設又は取替	県教育委員会が無償で貸し付けた備品の更新又は追加購入等を行う場合、すべて県にてご対応いただけるという理解でよいでしょうか。	予算の範囲内で、県教育委員会において対応します。
12	募集要項 16頁 8(9) 保険への加入	県教育委員会の承認を得たうえで保険に加入するとありますが、てん補額の基準等がございましたらご教示ください。	指定管理者の判断により、施設の利用形態等に応じて適切な保険に加入してください。なお、プレゼンテーションの際に内容を確認させていただく場合があるためご了承ください。また、参考に現指定管理者の施設賠償責任保険の加入内容を示すと、以下のとおりです。 ○施設賠償責任保険(支払限度額) 対人賠償 1名につき 1億円 1事故につき 3億円 対物賠償 1事故につき 1億円 人格権侵害 1名につき 50万円 1事故/保険期間中につき 1,000万円/1,000万円
13	募集要項 18頁 8(13) ③ 1) 業務の引継ぎ	「予約は引き継ぐ」とこととされていますが、利用料金についても4月以降の利用に係るものは、4月以降の売上になるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書 2頁 Ⅲ 1(7)② 物品の帰属及び管理	「備品会計に備える帳簿」とは、備品台帳を指しているという認識でよいでしょうか。	県教育委員会から無償で貸与している備品及び、指定管理者が委託料から購入した備品に係る台帳を指します。
15	仕様書 4頁 Ⅲ 3(4)① 2) 収支計画書の作成について	Jリーグの公式戦が減少した場合、利用料収入に大きな影響がありますが、それに対する補填をいただくことは可能でしょうか。	募集要項「8 管理の基準・業務の内容等 (8) 指定管理者と県教育委員会の分担 ② 事情の変更に伴う新たな経費の負担(リスク分担)」で示す表の区分に従い、「不可抗力に伴う施設管理・運営に影響を及ぼす利用料金の大幅な減収」に該当する場合は協議事項となります。この不可抗力とは「暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県教育委員会又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象」を指すことから、Jリーグの公式戦の減少については直ちに該当するものではないと考えています。

香川県教育委員会事務局保健体育課
施設グループ
TEL 087-832-3767
FAX 087-806-0235

番号	募集要項等の 該当項目	質問内容(要旨)	回 答
16	様式 23頁 II 2 ③ 事業等実施計画	陸上教室Ⅰ、陸上教室Ⅱ、小学生サッカー教室、スポーツ講習会は「必ず実施してください」とありますが、これらの必須実施事業の経費についても、自主事業経費として扱う(管理運営費には計上しない)という認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式 28頁 ※12 収支計画書	「自主事業等により生じた利益であることを区分して明記してください」とありますが、自主事業等により生じた利益を「その他の収入」として計上しなくても良い(計上しないことも可能である)ということでしょうか。	当該利益の計上については、申請者の判断にお任せしますが、プレゼンテーションの際に内容を確認させていただく場合があるためご了承ください。
18	募集要項 13頁 8(6) ③ 2) 自動販売機の設置等	自動販売機の設置については、自主事業として取り扱う(自主事業収入とする)という認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、収支計画書(様式3)に収入を計上する場合は、収入から支出を差し引いて生じた利益のみをその他の収入として計上し、自主事業等により生じた利益であることを区分して明記してください。
19	募集要項 5申請の手続(4)申請方法 ③提出書類及び提出部数4)	スライド対象となる人件費について 2社で公募を検討しておりますが、そのうち1社の人件費は社外秘となっており、各人の公開が難しい状況です。 総額であれば開示可能です。 この場合、令和7年度に本施設で適用頂いた通り、各人の開示可能な1社のみ人件費のスライド制度を適用いただけるのでしょうか？ また、人件費が公開できず対象外となった場合も物件費はスライド制度を適用して頂ける理解でよろしいでしょうか？	丸亀競技場の指定管理においては、「賃金・物価スライド制度運用の手引き<指定管理者制度>」(以下「手引き」という。)に基づき、賃金・物価スライド制度を適用し、スライド額の算出に当たっては、人件費と物件費それぞれで別途行うこととなります。 このうち、人件費については、手引き第3章の<各年度>の⑥の<留意事項>のとおり、従業員の賃上げに反映されたことが確認できない場合は、支払実績が確認できた賃金スライド額にて指定管理料の増減額を再計算し、指定管理料の増減額に係る決定通知を行うこととなります(減額となる場合は、実績確認はありません)。 なお、収支計画書(様式3)及びスライド対象経費計算書(資料11-2)は、収支計画書(様式3)の注意事項のほか、手引きの第2章の4及び5に基づき作成し、積算根拠を示した疎明資料を添付して提出してください。また、積算根拠については、プレゼンテーションの際にも確認させていただく場合があるためご了承ください。
20	募集要項 (様式3)	収支計画書について 「※6スライド対象経費については、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。消費税及び地方消費税については、スライド対象外経費の租税公課に記載してください。」とありますが、物価が上昇した場合、それに伴い消費税の負担も上昇すると考えられます。 このままスライド制度が適用された場合は、消費税の上昇は考慮されていないと思われます。 収支計画書のスライド対象費用は、税込での記載として費用に伴う消費税もスライド対象として頂きたい。	手引きの第2章の6の(2)の③に記載のとおり、スライド額を算出し、「消費税及び地方消費税の額を加算」して、指定管理料の増減額を決定することとなっているため、収支計画書のスライド対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。